

【記載例 2】

政治団体規約の参考例（後援団体）

※番地まで記載の場合事務所の異動ごとに規約改正

福島太郎後援会規約

（名称・所在地）

第1条

本会は、福島太郎後援会と称し、主たる事務所を〇〇市におく。

（目的）

第2条

本会は、県政の発展と県民生活の向上のために尽力している福島太郎氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

（事業）

第3条

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携・協力
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

（会員）

第4条

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

（役員）

第5条

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
幹 事	若干名
会計責任者	1名
監 事	2名

（役員を選出及び任期）

第6条

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第7条

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を召集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を召集する。

(経費)

第8条

本会の経費は、会費（年額〇〇円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

(会計年度及び会計監査)

第9条

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第10条

本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和〇年〇月〇日より実施する。

設立届の「組織年月日」「選任年月日」と原則一致

(注意)

これは後援会の場合の規約の見本ですので、様式等は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は（①②③は必ず）定めてください。

- ① 名称及び所在地に関する規定
- ② 目的に関する規定
 - ア) 後援団体の場合は、被後援者の氏名の明記
 - イ) 非後援団体の場合は、政治的目的であることが明確な内容
- ③ 事業に関する規定
- ④ 会計年度に関する規定（収支報告の期間 1 / 1 ~ 12 / 31が望ましい）
- ⑤ 規約の実施年月日に関する規定